



2015年6月29日

各 位

会 社 名 ヤ フ ー 株 式 会 社  
 代表者の役職氏名 代表取締役社長 宮坂 学  
 (コード番号 4689 東証第一部)  
 問 い 合 わ せ 先 最 高 財 務 責 任 者 大 矢 俊 樹  
 電 話 0 3 - 6 4 4 0 - 6 1 7 0

### 支配株主等に関する事項について

当社の親会社であるソフトバンク株式会社およびその他の関係会社であるヤフー・インクについて、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(2015年3月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合(%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
ソフトバンク株式会社	親会社	36.4	6.6	43.0	株式会社東京証券取引所市場第一部
Yahoo! Inc.	その他の関係会社	35.5	0.1	35.6	NASDAQ(米国)

#### 2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由

名 称	ソフトバンク株式会社 Yahoo! Inc.
その理由	当社に対する両社の議決権比率が他の株主に比べ高く、営業上の重要な契約等を有しているため

#### 3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

##### (1) ソフトバンク株式会社との関係

ソフトバンク株式会社は、2015年3月末現在、当社の議決権の43.0%を実質的に所有する親会社であり、当社はソフトバンク株式会社のグループ企業における「インターネット事業」の中心的な役割を果たしています。また、当社の監査等委員である取締役以外の取締役のうち4名はソフトバンク株式会社の取締役を兼務しており、当社の監査等委員である取締役のうち1名はソフトバンクモバイル株式会社の取締役を兼務しています。

当社は、ソフトバンクモバイル株式会社と共同で移动通信事業や「Yahoo! BB」などの事業を行っております。ソフトバンクモバイル株式会社の移动通信事業の状況、「Yahoo! BB」の業務の状況によっては、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(役員・監査等委員の兼務状況)

当社における役職	氏名	親会社等での役職	就任理由
代表取締役社長	宮坂 学	ソフトバンク(株) 取締役	親会社グループの事業戦略等 に対して助言を行うため親会 社の取締役に就任
取締役会長	ニケシュ・ アローラ	ソフトバンク(株) 代表取締役副社長	当社の事業遂行に必要な総合 的な助言を行うため
取締役	孫 正義	ソフトバンク(株) 代表取締役社長	当社の事業遂行に必要な総合 的な助言を行うため
取締役	宮内 謙	ソフトバンク(株) 取締役	当社の事業遂行に必要な総合 的な助言を行うため
取締役 (監査等委員)	藤原和彦	ソフトバンクモバイル(株) 専務取締役	当社の監査体制強化のため招 聘

(2) Yahoo! Inc.との関係

Yahoo! Inc.は、当社の設立母体のひとつであり、2015年3月末現在、当社の議決権の35.6%を実質的に所有しています。また、当社取締役のうち2名はYahoo! Inc.より招聘しています。

当社はYahoo! Inc.の所有する商標権等の利用に関するライセンス契約を締結しています。当社グループが提供する情報検索サービス等に関する商標、ソフトウェア、ツール等の多くは同社が所有するものであり、当社グループは同社より当該商標等の利用等の許諾を得て事業を展開しています。当該契約は当社グループにおいて事業の根幹に関わる重要な契約であります。

(役員・監査等委員の兼務状況)

当社における役職	氏名	親会社等での役職	就任理由
取締役	ケネス・ゴールドマン	CFO	総合的な助言を行うため
取締役	ロナルド・ベル	Vice President, General Counsel, Secretary	総合的な助言を行うため

(3) 親会社等からの独立性の確保について

当社の事業展開にあたっては、親会社等の指示や承認に基づいてこれを行うのではなく、具体的な業務執行は、代表取締役社長、執行役員等の判断のもと自主独立した意思決定を行い、事業を運営しております。また、「当社及びその親会社・子会社・関連会社間における取引及び業務の適正に関する規程」を制定し、親会社等との取引において、第三者との取引または類似取引に比べて不当に有利または不利であることが明らかな取引の禁止や、利益または損失・リスクの移転を目的とする取引の禁止などを明確に定めており、当社の親会社等からの独立性は十分に確保されていると判断しています。

4. 支配株主等との取引に関する事項

2015年3月期において、支配株主等との間に開示すべき重要な取引はありません。

5. 支配株主等との取引を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

親会社等との取引条件はその他の企業との取引と同様に公正かつ適正な条件および手続きにて行っております。

以 上